

令和4年10月20日

中野市長 湯本 隆英 様

中野市議会を傍聴する市民の会
代表 石渡 孝男 (TEL22 - 7333)
住所 中野市大字吉田 1185-33

市職員による「団体事務における不適切な事務処理」
にかかわる公開質問状について

時下、ますますご清祥のことと拝察します。

私たちは「市民として市政に関心をもち、私たちが選んだ議員の中心舞台である議会を傍聴し、それを鏡としながら市民力を高めていこう（結成趣意書から）」と、令和2年に結成した団体です。爾来、定例会の都度有志会員が市議会の傍聴をしてきました。

ところで、標記に関する議案が審議・可決された令和4年6月及び9月議会を傍聴し、さらには同年7月に公表された『団体事務における不適切な事務処理調査報告書及び再発防止策』を読み込んでも、いまだに理解・看過できない疑問や問題点が多々あることから、別紙公開質問状を提出します。

つきましては、公務ご多端の折恐縮ですが、勝手ながら 月 日までにご回答いただきたくお願い申し上げます。

別紙

市職員による「団体事務における不適切な事務処理」にかかわる公開質問状

- 1 『北信ローカル』紙に、同一市民から「中野市の未払い金問題について」の投稿がありました(8/5・10/7付け)。看過できないのは、投稿内容中、元職員に対して国家賠償法(以下「賠償法」という。)第1条2項に基づく求償権を適用することが妥当であったのか。また、そもそも賠償法自体の適用について疑問を投げかけている点です。市はこの見解に正面から答える必要があると考えます。

賠償法では「故意又は重大な過失」による不法行為等を一要件としています。特に、事業執行上での不法行為があつての損害が発生したのか、また重大な過失についての解釈が難しいなか、元職員の当該行為を“重大な過失”事案と断定し、求償権行使に至った理由を具体的に明らかにされたい。

また、投稿者が触れている地方自治法第243条の2の2の適用も実務上検討されたか、併せて回答願います。

- 2 元職員に600万円を求償した一方、令和4年9月議会では元職員の在籍時の歴代室長3人を懲戒処分ではない訓告措置にしたと明らかにされました。これらの者は、「中野市職員の懲戒処分等の指針」第4、5(1)の指導監督不適正に該当し、減給又は戒告とすべきだったと思料されますが、なぜ懲戒処分には該当しないとの結論に至ったのか理由を付して、その見解を回答願います。

- 3 「中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会」について

- (1) 目的・構成団体・役職員・組織運営(特に事業内容と予・決算・負担金決定)・事務処理ルール(財務・会計含め)について定めた規則あるいは議事録等のすべてを明らかにされたい。
- (2) 構成団体ごとの年度別負担金額を示されたい。
- (3) 年度別事業予算額・実施額(事業額)・支払済額・未払い額及び事業完了・支払い年月日を明らかにされたい。また、協同事業者の一方の当事者である市分の同様事項も示されたい。

- (4) 令和4年4月27日に元職員と和解協議を開始し、同日に実行委員会は額が確定したであろう未払い金を承知のうえで解散しています。社会通念上、未払い金があれば、解散できないのは当然の理であるにもかかわらず、解散したのはなぜか。また解散決定手続きはどのように行ったのか。当日の議事録を添付のうえ、その理由及び経過を明らかにされたい。また、清算人に誰を選任したのか併せて回答願います。
- (5) 各会議への上司の出席の有無と誰が出席したのか。また、会議結果等文書作成後の上司への報告書や出張等の復命書の決裁状況について、明らかにされたい。

4 未払い事業の適正について

「団体における不適切な事務処理調査報告書及び再発防止策」（令和4年7月 中野市）6ページや議会答弁によれば「適正に事業が実施されている」とのことですが、その内実は事業者の請求書の内容を確認して“請求額”が妥当であると判断されただけではないでしょうか。具体的にどのように検証され、適正事業と断定されたか明らかにされたい。

- 5 令和2年3月に、事業者から未払い金の報告がされ、ほぼ2年かけて調査した結果、請求額の確認が完了したとのことですが、その間、事業者から支払い請求や利子、遅延損害金の請求はなされたのか、回答願います。
- 6 元職員の申し出によって600万円で和解したとのことですが、その算出根拠を明らかにされたい。